

平成十三年経済産業省令第五十八号

資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条に規定する計画に関する省令

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成十三年法律第四十八号）第十二条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条に規定する計画に関する省令を次のように定める。

（計画の提出時期及び様式）

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第十二条に規定する計画の提出は、毎事業年度六月末日までに、別記様式により行わなければならない。

（計画の提出をしないことができる期間）

第二条 前条の規定により提出を行った事業者は、当該提出を行った日以後の四年間に含まれる事業年度の間限り、法第十二条に規定する計画の提出をしないことができる。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行し、平成十三年七月一日以後最初に開始する事業年度から適用する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

※受理年月日	
※処理年月日	

副産物の発生抑制等に関する計画書

殿

年 月 日

住 所
氏 名

業種の種類（日本標準産業分類の区分を記入すること。）	
----------------------------	--

資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 副産物の発生抑制等に関する実績値及び目標

事業年度	4年前	3年前	2年前	1年前	5年後
	年度	年度	年度	年度	年度
製品の生産量に対する副産物の発生量の比率					
副産物の発生量に対する副産物の再生資源としての利用量の比率					
副産物の発生量に対する副産物の減量化量の比率					
副産物の発生量に対する副産物の最終処分量の比率					

II 計画内容

(1) 設備の整備

--

(2) 技術の向上

--

(3) その他

--

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印を付した欄には記入しないこと。
- 3 I の「事業年度」の欄には、計画の提出の日の属する事業年度の開始の日の一年前の日が属する事業年度を含む過去四事業年度及び計画の提出の日の属する事業年度の開始の日から同日以後五年を経過する日の属する事業年度を記入すること。
- 4 II の「計画内容」の欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。